

第2回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日(金) 午後13時50分～午後14時40分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 欠 席 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 欠 席 7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄

9番 原 泉 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

欠席者 3番 山崎 公江委員、6番 佐藤 孝義委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
審議の件

日程第3 報告第2号 転用確認証明交付に関する報告

報告第3号 非農地通知書の発送についての報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 それでは互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。
い。ただいまより、令和4年第2回農業委員会総会を開催いたします。
会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長 改めて皆さんこんにちは、まだまだ冬の寒い日が続いていますが、2月もあと3日となりました。

もうすぐ梅の花も咲き始めて、暖かい春が待ち遠しい今日この頃でございますが、天気予報によりますと明日から暖かくなるとの事でありませす。

そんな季節の変わり目の農業委員会であります。第2回になります大月市農業委員会委員総会をこれから行いますが、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

また先日は、編集委員の皆様には4月号の広報に掲載する農業委員会だよりの編集会議に、ご出席頂きまして誠にご苦労さまでございました。

お陰様で本日、皆様のお手元に届いております。編集会議で皆様の意見を聞きまして、農業委員会だよりの原案が出来上がりましたので、配布してあります。

後ほど皆様の更なる意見とご感想をお聞きしまして、より良い委員会だよりに仕上げたいと思っている処であります。

さて、本日の案件につきましては、農地法第4条案件の申請が1件と農地法第5条の案件が2件、農用地利用集積計画に対して意見を求める件となっております。

本日の本会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し上げます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会 長 本日は、山崎公江委員と佐藤孝義委員が欠席との連絡が入っておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議 長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
14番、久嶋 昇委員、2番、西村恒男委員を指名いたします。

日程第2 議案第3号

議長 日程第2議事に入ります。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対し、意見を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第4号農地法4条の申請について説明いたします。
2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇、地目は田で面積は〇〇〇㎡です。

土地改良区の換地された土地になりますので、第1種農地という事になります。

申請者は〇〇〇です。場所は、〇〇〇号沿いを進みまして、〇〇〇の有る斜め向かいになります。

目的は、宅地の拡張、駐車場と庭です。申請者は、所有する土地を分筆し、〇〇〇年に自宅を建てました。これは許可を取り宅地に転用し、現在まで住んでいる訳ですけど、当時は、乗用車1台分の駐車スペースで足りていました。家族が増える中、駐車場を増やす必要が生じ、〇〇〇年に分筆した残りの土地、その土地が農地だったのですけど、駐車場を建ててしまったと言う事です。

追認の申請ですので、始末書が出ておりますので読み上げます。

「本件土地は〇〇〇年に購入し、隣接土地〇〇〇に〇〇〇年に住宅を建て移り住みました。

その後、本件土地は畑として利用しておりましたが、宅地部分が狭かったため、〇〇〇年に駐車場として車庫を建設してしまいました。

当時は農地法の許可制度についての知識がなく、必要に迫られてしまいましたが、この状態を何とか是正したく、今回申請致しました。

今後この様な事のないよう法律を遵守してまいりますので、寛大な措置をお願いいたします。」

と言う事で、本人から始末書が出ております。

ここで、土地改良区が入っている土地と言う事で、第1種農地に当たるといふ、県の方からの指摘がありました。第1種農地と言うのは、大集団の広大な土地などを第1種農地と言うのですが、県の農務事務所の指摘で土地改良の換地に、土地改良した後に割り振られた土地は第1種農地に当たるといふ指摘を受けました。

第1種農地と言うのは原則転用出来ないといふ事になっているのですが、例外規定が有りまして、周囲が住宅地に接続しているといふ事と、生活上やむおえない事情、車が無いと生活が出来ないといふような場合は、許可可能だといふ事で、その例外規定を使い、今回の申請となります。

地図を見て頂ければ、その周辺ですけど宅地が大分増えて来ている状況で、接続しているといふ事と、この地域だと車が1人1台位ないと生活出来ない、いふような事で申請を出したいといふ事です。

現状はそこに、3ページの写真が有りますけど、白い建物が車庫を作っておりまして、周りは植木などが植えられているといふ状況です。

以上ですけど、ご審議お願いします。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当

は私ですので、私からもう少し詳しく説明したいと思います。

米山委員

先程、事務局から土地改良区の管轄といふ事で、お話が有りました様に、実際今から〇〇年位前の話ですが、こちらをお求めになった〇〇〇さんですが、実はこの地域一帯が更にそれより20年位前に〇〇〇区の理事長を初めとする組合員のご尽力によりまして、田圃にするための水源地を〇〇〇川の上流、この〇〇〇地域から12Km先に求めまして、そこから12年の歳月を掛けまして、国の補助金、地元の負担、尚且つ農林中央銀行からの多額な借入金によりまして何とか、12Kmの水路と、この現地、もとはリヤカーだったので、軽トラが入る道路と、なを田圃に伴った水路を完成することが出来ました。

そんな訳で、国からの補助、自分たちの負担、あるいは農林中央銀行からの借り入れが有りまして、中々、農振が外れない大切な土地でした。

そんな訳で、農振を外すのに私、〇〇〇さんと近くですので、まだ外れないのと何度も聞いた事が有ります。

大体外れるのに7年から8年かかりました。

今でこそ2年位で外れますが、当時は、先程話しました様に周りに殆ど家が無く、2ページを開いて頂くと分かりますが、公民館の前に1・2軒のみでした。

そんな関係で非常に大事な土地で、〇〇〇さんも、今、地図を見て頂くと、斜線の部分なのですが、その北側に〇〇〇と書いてある、ここ半分だけを宅地として家を建てこちらに住まいとして住んでおりまして、斜線の部分は農地として、生活に必要な農作物を作って生活の糧として利用しておりました。

やがて子供さんも大きくなり、生活環境が変わりましたので、今まで農作物を作っていた所を庭も必要になり、更に車も2台・3台と増えたので車庫や駐車スペースとして必要にせまられて、そのまま転用届を出せばよかったのですが、出さずに農業以外に使用する事になって、今日になりました。

とはいえ農地を農地法の許可なく今日まで宅地申請もせずに、車庫や庭として農業以外に使用してきた事は大変申し訳なかったと深く反省しております。

先程事務局で代読しましたが、始末書の中でも強い反省とこれからは農地法を遵守する信念とその気持ちを皆さんにお汲み取り頂きまして、ご審議の程、よろしく願致します。

議長 以上で私と事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第4号

議長 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

事務局

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

申請番号 1 について説明します。

5 ページの地図と 6 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡になります。

譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇寺です。

場所は、〇〇〇に向かい、〇〇〇の入り口の手前になります。〇〇〇寺は、南側のそのひとつ下の道沿いになります。

転用目的は、墓地への進入路です。〇〇〇寺の墓地は、本殿の北側、山の斜面に沿って墓地がありますが、急な坂の上になります。そのため、写真にある様に北側から自動車に登る必要がありました。

そのため、〇〇〇年に壁面工事をする際に整備をし、現在に至っていると言う事です。

この度、〇〇〇〇も〇〇が変わり、正しく登記をしたいと言う事で申請がされました。

譲り渡す〇〇〇さんの方から、寺への寄付と言う形で、無償の贈与となります。

農地と言う状況で有りませんので、始末書が出ているので、読み上げます。

「上記土地は登記簿上農地となっておりますが、〇〇〇年市道〇〇〇号線が南北に縦断したため、東西の交通が遮断されるので、市に依頼し、本件進入路を作って頂きました。

本来なら、その時点で農地法所定の手続きを経るべきでしたが、申請が遅くなり誠に申し訳ありませんでした。

ここに深く謝罪し、今後この様な事のないことを確約いたします。」
という始末者が出ております。」

6 ページの写真に有る様な形で道路が上に登って行く、斜面を登り、ここの部分が農地だったと言う事です。

このまま上に行きますと、墓地の駐車場に行けると言う事で、下から登って行くと言うと、結構大変なのですが、上の方にお墓がある人は上の方から登って行って、お墓参りが出来るということで、現在

の形に大分前にしてしまっていたということです。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 17日の日に事務局と会長と4名で現地調査をして来ました。

今、事務局の方から説明があったとおりでありますけど、〇〇〇〇さんの前の〇〇の〇〇〇さんが長い事居たのですが、その方が亡くなって以来、何人か変わったようですね。

今回、〇〇〇さんと言う方が来ているのですが、この方がここで色んなことを整理したいと言う事で、この土地につきましても〇〇〇さんが気の毒に始末書を書いていますけど、本人は〇〇に寄付したので、とくに登記は済んでいると思っていたようです。それが出来てなくていたと言う事です。

いずれにしましても、別に問題は無いと思いますけど、そんなような事で、問題のない場所でございますけどご質問有りましたらと思います。

よろしくご審議をお願い致します。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2について説明いたします。

7ページの地図と8ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇、地目は畑及び田で面積は合計〇〇〇㎡です。

地上権設定で、地上権設定者、賃貸人に当たりますのが〇〇〇、地上権者、賃借人は、〇〇〇です。

場所は、〇〇〇から〇〇〇に抜ける、県道〇〇〇線沿い、〇〇〇の

手前〇〇〇m程にある場所に位置しております。

転用目的は、太陽光発電です。〇〇〇は、〇〇〇に本社がある太陽光発電等を行う会社で、4・5年前に大月市内でも太陽光発電施設を作ると言う事で申請をしています。

今回は、申請地にパネル〇〇〇枚を設置し、49.5kw を発電する計画です。

大月市の事前協議及び昨年10月から施行されております「山梨県太陽光発電の整備に関する条例」と言う新しい条例が出来たのですが、それに関する届け出、協議も済ませております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の原 泉委員をお願いします。

原 委員 17日の日に現地の方で確認を致しました。米山会長と事務局と私と4名です。

地上権設定者は〇〇〇さん、地上権者の方は〇〇〇と言う事で、8ページの方に写真がございますが、左側の写真に右側に家が写っているのですが、2軒家が有るのですが、両方とも〇〇さんと言うのですが、手前の方の家が地上権設定者の〇〇〇さんの家になります。

家の裏側に自分の土地が有る。一部この太陽光のために整備されています。

家の直ぐ裏側と言う事で、どんな考えでやっていたのかなと思うのですが、面積的には〇〇㎡程の面積になります。

一応、太陽光について設備内容が、発電容量が49.5kwと50kw手前の発電容量が申請をして有る様です。

資金計画については自己資金で賄っていると言う事で、〇〇〇さんの方に支払う土地の借地料として、年間〇〇〇と言う事で話が有るようです。

一応、〇〇〇の資金計画が立っている様です。

関係の確認計画は自然公園法とか自然環境保護地区と保安林、砂防定地など災害危険地それから農用地区、文化財指定エリア、そういう

ものの該当は全く有りません。

先程、事務局の方から話した色んな申請地及び申請予定の中に、大月市事前協議書、農地法、5条申請、今日の農業委員会にかかっている物であります。

あと、景観条例、山梨県設置規定内に設置したと言う事であります。現地を見て、土地の方については問題無いと思っています。私、太陽光発電についての申請については今回、初めてのこういう物を頂いたのですが、私が見る限り問題は無い、あと業者の〇〇〇と〇〇〇さんとの関係がうまくスムーズに行けば良いなと思っています。

以上ですが、何か質問がございましたらお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第5号

議長 議案第5号、農用地利用集積計画の審議について上程致します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管でありますので、産業観光課佐藤貴彦君に説明を求めます。

佐藤主事 大月市産業観光課農林業担当の佐藤より、〇〇〇地区における利用権設定の説明をさせていただきます。

資料としては9ページになりますが、まず農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について、この制度について概略説明させていただきます。

農地の貸借には農地法3条による許可があり、その他に農業経営基盤強化促進法による方法があります。

その内容として、農地法のような下限面積の要件が無い事。市町村に申請、農業委員会による承認、市町村が公告する事で効力発生と言う流れになります。

貸借の設定期間が来たら、契約は一旦解約され再設定が必要となりま

す。

今回、審議する内容は、市が策定した農業基本構想を満たしている農業者であるかどうかになります。

その要件は、農地の全てを効率的に利用すると認められるか。耕作に必要な農作業に従事すると認められるか。農業に対する意欲と能力があると認められるか。主たる農業従事者がいると認められるかという内容になります。

遊休農地の解消としては、農地法第 3 条では下限面積が足りず貸借出来ない事例も有りますが、この利用権設定により、意欲のある農業希望者が耕作する事が可能となります。

これを踏まえ本案件を説明させていただきます。資料 9 ページをご覧ください。

今回、〇〇〇在住の〇〇〇氏が対象農地 6 筆を使用貸借するという内容になっております。

農地の所在地はいずれも〇〇地内であり、まず〇〇〇についてですが、〇〇〇氏ほか 2 名より、〇〇〇のために貸借する事としております。

続いて同じ〇〇で地番〇〇〇は〇〇〇氏よりモモの種取り用の母樹用地としております。

位置図及び現地の写真は 10 ページ、11 ページになります。こちらの〇〇〇は〇〇〇氏の住まいである〇〇〇から、車で 5 分程の位置になり、昨年度利用権設定した一団の圃場内となっております。なお、昨年度設定した農地の状況は 12 ページに記載のようになっており、適切に維持されている事が確認されています。更に農地迄の距離も適当であり、十分通作可能な距離で有ると考えられます。

次に〇〇〇の農地について、位置図 13 ページをご覧ください。

〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇以上 4 筆を〇〇〇氏からモモの種取り用の母樹用地として貸借する事としており、立地条件としても〇〇〇氏の自宅と同じ通りに面しており、徒歩 1 分程の距離となっております。

こちらの農地に関しても、十分通作可能な条件で有ると考えます。なお現況写真は 14 ページ・15 ページとなっております。

次に対象面積について述べさせていただきます。資料については、戻りまして9ページになります。

農地面積は6筆で計〇〇〇㎡、農業従事日数は150日で労力総数は2人となっております。

農業に従事する〇〇〇氏は農業指導者として活躍しており、経営目標として、苗木業者の請負で、モモの苗木の生産に取り組む事としております。

今後、農業振興を図る上で、高収益作物と言うのは、大きな可能性を秘めておりますし、本案件はその推進に寄与する事が考えられます。

また、本案件の経緯としても、〇〇〇氏の借りたいと言う希望と地権者の貸したいと言う希望により、双方の合意の基の利用権設定と言う形になっております。

以上より、利用権設定を行う事で、意欲ある農業者へ農地の配分集積をする事ができ、農業委員会及び市の課題でもある、農業振興へ繋がると考えられますので、本案件のご審議をよろしく申し上げます。

議長

続いて、地区担当委員と現地調査を行っておりますので、現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の久嶋昇委員にお願いします。

久嶋委員

梁川地区担当の久嶋です。それでは説明を致します。先般2月17日午前中、会長・事務局と現地を確認しました。

内容は、只今産業観光課係の方と何ら変わりはありません。

多々自分が見て半数が本数だけにあんなに捌けるのかなと、自分は一寸思いました。

去年あたりまでは、枯れ草が生えていたのですが、重機を入れて写真の様に綺麗になっていたと、ただ自分は本当にあれだけの本数をさばけるのかと思った次第です。

こんな説明で終わらせて頂きます。

議長

只今、担当部局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について、質疑のある方また分からない点が有りましたら挙手の上、お願いします。

矢頭委員 桃の苗木と言う事ですけど、桃は国中地区が山梨県の代表的な産地です。その苗木はどこで使っているのですか。

佐藤主任 苗木の種苗業者と言う形になっておりまして、JA ですか苗屋さんに卸しまして、そこから耕作者と言うか農業者の方にといい、JA とかそういう所に卸すと聞いております。

矢頭委員 品種とかそういうのは分かりますか。

佐藤主任 品種は確認してみないと。

矢頭委員 新しいものを植えるとなると、新品種とかそういう物を植えていますけど、そういう物でなければ中々、難しいのではないかと思うのですが、やっている人はまだ接木をしているのですか。

佐藤主任 まだしていません。

久嶋委員 挿し木で、あんなに発根と言うか、結構根が出ていたのですね。

そこで今回、培養と言うか増やして、あの土地だけで何千本とあるので、所に聞くとまた土地を借りたいと言う、そういう人が一人でも多く現れたらと思いますけど。

議長 他に何か疑問がございますか。矢頭委員いまの説明で良いですか。

矢頭委員 分からないから良いです。

事務局 どういう品種か、今、沢山有る事は有るのですが、あの段階で品種は分からないです。

矢頭委員 この人はどんな関係の人ですか。

佐藤主任 技術的な指導とか、そういう立場にある人です。

議長 他にご意見とか質問が有りましたら、お願いします。

質疑が無いようですので、採決に入ります。

只今の案件につきまして、賛成の方は挙手願います。

全員賛成ですので、この計画案を賛成と承認いたします。

日程第3 報告事項

議長 日程第3、報告事項を議題とします。

報告第2号について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告第2号について報告致します。

16 ページの資料をご覧ください。

この1ヶ月の転用確認証明の送付は1件ありました。

場所は、〇〇〇番、申請者は〇〇〇、宅地拡張と言う事で、昨年農振は外れてその後転用の許可を得た所ですけど、ここで申請が出ましたので転用確認をし、転用証明を発行しました。

以上、報告致します。

議 長 　　ただ今の事務局の報告に対し、質問、意見ございますか。

無いようですので、承認頂いたものと決定します。

議 長 　　報告第3号について、事務局に報告を求めます。

事務局 　　16ページの次の所に、非農地通知書の発出についてと言う事で、一覧を出しておきました。

非農地判断を推進させると言う事でしたが、中々進まずにありました。ここで大月町駒橋区、賑岡地区と言う所に、非農地通知を発送したいと思います。

駒橋地区については、大月バイパスの上の菊花山、林宝山とも言いますが、その周辺の殆ど山の中ばかりですので、ここを中心に出したいと思います。

それから賑岡地区については、B分類になっている部分で、更に地図がはっきり分かって山に隣接していると、山の中で有ると言う部分を見まして、非農地通知を3月1日付で発送する予定であります。

ご覧頂いて何か有りましたら、ご指摘頂ければと思います。

また、令和4年度には、七保地区と猿橋地区、5年度には富浜・梁川地区と言うふうに出して、あと少しで全部出し切るように努力したいと思っております。

以上ですけど、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今の事務局の報告に対し、質問、意見ございますか。

無いようですので、承認頂いたものと決定します。

程第4 その他

議 長 　　日程第4その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、事務局からございますか。

事務局 前回農振除外の受付をするとありましたが、2月28日締め切りですが、現在、5件の申請が有ります。これについては、今後県の農務事務所と市の産業観光課の方で審議したのを経て、農業委員会でも審議となりますが、まだ少し先になるかと思いますが、ご承知おき下さい。

以上です。

議長 他に何かございますか。
無いようですから、本日の日程は全て終了致しました。
議事進行にご協力ありがとうございました。
最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 令和4年第2回大月市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。